

## 島田市新庁舎広告付き案内表示板等設置事業者募集要項

### 1 目的

市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るとともに、市の新たな財源を確保することを目的として、建設中の新庁舎において広告付き案内表示板等の設置及び運用業務を行う事業者（以下、「設置事業者」という。）を次のとおり募集します。

### 2 募集内容

#### (1) 事業名称

島田市新庁舎広告付き案内表示板等設置事業

#### (2) 事業内容

別に定める「島田市新庁舎広告付き案内表示板等設置事業仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりのとおり

#### (3) 設置場所

島田市新庁舎 1階エントランスホール

※ 別添「島田市新庁舎 1階レイアウト図」及び「島田市新庁舎広告付き案内表示板等設置イメージ図」参照

#### (4) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

#### (5) 事務局（担当課）

島田市行政経営部庁舎建設課

〒427-8501 静岡県島田市中心部 1 番の 1（島田市役所本庁舎 4 階）

電話：0547-36-7959（直通） E-mail：shinchousha@city.shimada.lg.jp

### 3 施設の概要

#### (1) 名 称

島田市役所（新庁舎）

※令和 5 年 7 月末竣工、令和 5 年 10 月 10 日（火）開庁予定

#### (2) 所 在 地

島田市中心部 1 番の 1

#### (3) 開 庁 時 間

【窓口業務時間（予定）】

・ 平日（月曜日・水曜日・金曜日）：午前 8 時 30 分から午後 7 時まで

・ 平日（火曜日・木曜日）：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

・ 土曜日：午前 8 時 30 分から正午まで

#### (4) 閉 庁 時 間

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日）

#### (5) 参考データ

人 口：96,496 人

世帯数：39,143 世帯（令和 4 年 12 月末現在、外国人を含む）

### 4 費用負担等

(1) 島田市新庁舎広告付き案内表示板等の製作、設置、維持管理、事業期間満了時の機器等の撤去及び原状回復並びに広告主の募集等に要する一切の費用は、設置事業者が負担すること。

- (2) 設置事業者は、広告掲出料を市に支払うこと。
- (3) 設置事業者は、広告掲出料とは別に行政財産の使用料及び電気料を市に支払うこと。

## 5 掲載広告

- (1) 掲載する広告については、島田市広告付き案内表示板による広告掲載事業実施要綱（平成26年島田市告示第138号。以下「要綱」という。）の規定を遵守すること。
- (2) 広告の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、設置事業者がその一切の責任を負うものとする。

## 6 応募資格

本事業に応募できる事業者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の令和3・4年度物品購入等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされていないこと。
- (4) 島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年島田市告示第159号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 島田市暴力団排除条例（平成24年島田市条例第31号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (6) 島田市が課する税の滞納がないこと。
- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 本市又は他自治体において、企業として過去に本事業の内容と同種又はこれに類する事業の実績を有する広告事業者であること。

## 7 応募方法等

- (1) 受付期間 令和5年2月20日（月）から令和5年3月6日（月）正午まで
- (2) 受付時間 平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（最終日は午前9時から正午まで）
- (3) 提出方法 持参により事務局へ提出すること。
- (4) 提出書類
  - ① 島田市新庁舎広告付き案内表示板等設置事業申込書（様式1）
  - ② 企画提案書（任意様式）

提案は1応募者につき1提案とし、次に掲げる事項を記載すること。

    - ア) 事業の実施方針
    - イ) 同種類似業務の実績（発注者名、履行期間、事業内容等）
      - ※ 記載した実績のうち1件について、契約書や事業の内容が分かる仕様書の写し等実績を証明できる書類を添付すること。
    - ウ) 案内表示板等の仕様（各構成枠の配置・寸法及びデザイン、本体の構造及び設置方法、電源の入・切の方法及び機器の消費電力等）
    - エ) 事業の実施体制（組織の運営体制、保守点検・維持管理方法、問い合わせ及び緊急時の

対応、庁舎案内及び地図の更新等)

わ) 事業開始までの作業スケジュール (案内表示板等の設置及び広告主の募集等)

か) 広告募集に関すること (広告主の募集及び事業者内部の審査手順等)

キ) その他、市民サービス向上を図るための独自の提案及び工夫等

③ 商業登記簿謄本

法務局が発行する履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書で発行日から3か月以内のもの (写し可)

④ 市税完納証明書

ア) 島田市の市税の課税がある場合に限る。

イ) 島田市納税課が発行する市税完納証明書 (写し可)

ウ) 発行日から3か月以内のもの

⑤ 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類

ア) 税務署が発行する納税証明書「その3の3」 (写し可)

イ) 直近のもので、発行日から3か月以内のもの

⑥ 会社概要 (パンフレット等)

⑦ 広告掲出料提案書 (様式2)

(5) 提出部数

提出部数は、企画提案書及び会社概要は各6部、その他の提出書類は各1部とする。

8 募集内容に関する質問の受付等

募集内容に関する質問の方法等は、以下のとおりとする。

なお、質問は、申込書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本事業に関する事項に限ることとする。

(1) 受付期間

令和5年2月20日 (月) から令和5年2月24日 (金) 午後5時まで (必着)

(2) 提出方法

質問事項がある場合は、質問書 (様式3) に必要事項を記載し、電子メールにより事務局へ提出すること。

なお、質問書を提出した際は、速やかに電話により事務局へ送付確認の連絡すること。

※ 電話連絡受付時間 平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

(3) 回答及び回答内容の公表の方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、質問書を提出した者に対し電子メールにより回答するとともに、回答内容を市のホームページに質問事項とともに公表する。

9 設置事業者の選定

(1) 提出された書類等に基づき、資格審査を行い、応募資格要件を全て満たしていると認められる応募者の中から、広告掲出料の提案価格、同種類似事業の実績、その他企画提案書の内容を総合的に評価し、1社を設置事業者として選定する。

(2) 設置事業者の選定にあたり、提出された企画提案書等の内容について、質問し説明を求め

る場合がある。

- (3) 応募者が1社であっても、事業を遂行するための十分な能力及び実施体制を有していないと評価した場合は、設置事業者として選定しない。

## 10 結果の通知及び公表

- (1) 設置事業者決定後、全ての応募者に選定結果を通知し、市のホームページに公表する。
- (2) 選定の経緯は、一切公開しない。また、選定結果に関する質問、説明要求、意見等は受け付けない。

## 11 契約の締結

- (1) 選定結果通知後、市及び設置事業者は契約内容について協議を行い、協議が整ったときは速やかに契約の手続きを行うものとする。
- (2) 業務委託の仕様及び実施条件  
本業務委託の仕様については、仕様書に定めるほか、設置事業者が提出した企画提案書の内容を基に委託者及び受託者による協議の上で定める。

## 12 設置事業者の決定取り消し

次のいずれかに該当した場合は、設置事業者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 応募資格要件を満たしていないことが判明した場合又はこれを失った場合
- (3) 正当な理由なく、市が指定する期日までに契約等の手続きを行わなかった場合
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

## 13 その他

- (1) 提出書類等の作成に用いる用語、通貨、時間及び単位の表記は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、説明文は平易な表現に心がけること。
- (2) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、いかなる理由があっても返還しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は応募者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、島田市情報公開条例（平成17年島田市条例第15号）に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開することでその者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、これに該当すると考える部分がある場合にはあらかじめ文書（様式任意）により申し出ること。なお、設置事業者選定前において、決定に影響の出るおそれのある情報については、決定後の公開とする。